

宜野湾市監査委員告示第 12 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により実施した財政援助団体監査の結果について、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和 7 年 10 月 31 日

宜野湾市監査委員 宮 城 豊 信

宜野湾市監査委員 山 城 康 弘

1 監査の期間

令和 7 年 9 月 4 日から令和 7 年 10 月 31 日

2 監査対象団体及び対象補助金

監査対象団体：宜野湾市商工会

対象補助金 ：宜野湾市商工観光振興事業補助金

3 監査の範囲

市の財政援助に係るもので、令和 6 年度における出納に関連する事務の執行状況について

4 監査の方法

あらかじめ提出された監査資料・提出書類をもとに、担当課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施した。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置いた。

ア 市が財政援助を決定したことについて

- ・補助金等の目的と使途範囲は明確か。また、公益上必要性は十分か。
- ・法令、条例、規則、要綱等に違反して補助していないか。
- ・社会的情勢の変動等により補助の必要性が軽減しているものに対し、補助の打ち切り又は減額その他適当な措置がとられているか。
- ・補助額及び支給方法の適否について。

イ 事業執行等について

- ・事業計画、予算書及び決算書等と所管部課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符号するか。
- ・補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ その他

- ・ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。
- ・ 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。

5 監査の結果について

ア 市が財政援助を決定したことについて

- ・ 適正に処理されている。

イ 事業執行等について

- ・ 適正に執行されている。

ウ その他

- ・ 適正に処理されている。